九　主務省令第四十四条第二号に掲げる事務　同条第一号ソに掲げる情報

十　主務省令第四十四条第三号に掲げる事務　同条第一号ソに掲げる情報

十一　主務省令第四十四条第四号に掲げる事務　同条第一号ソに掲げる情報

十二　主務省令第四十四条第五号に掲げる事務　同条第一号ソに掲げる情報

十三　主務省令第四十四条第六号に掲げる事務（生活保護法第七十八条第一項から第三項までに関する事務を除く。）　同条第一号ソに掲げる情報

十四～十六　［略］

十七　主務省令第五十七条の二第一号に掲げる事務　同号ロに掲げる情報

十八　主務省令第五十七条の二第二号に掲げる事務　同号ハに掲げる情報

十九　主務省令第五十七条の二第三号に掲げる事務　同号ハに掲げる情報

二十　主務省令第五十七条の二第四号に掲げる事務　同号ハに掲げる情報

二十一　主務省令第五十七条の二第五号に掲げる事務　同号ハに掲げる情報

二十二　主務省令第六十一条第二号に掲げる事務　同号ハに掲げる情報

二十三　主務省令第六十五条に掲げる事務　同条第三号に掲げる情報

二十四・二十五　［略］

二十六　主務省令第六十七条第十六号に掲げる事務　同号ハに掲げる情報

二十七　主務省令第六十七条第十七号に掲げる事務　同号ハに掲げる情報

二十八　主務省令第六十七条第十八号に掲げる事務　同号に掲げる情報

二十九　主務省令第六十七条第十九号に掲げる事務　同号に掲げる情報

三十　主務省令第六十七条第二十号に掲げる事務　同号に掲げる情報

三十一　主務省令第六十七条第二十一号に掲げる事務　同号に掲げる情報

三十二　主務省令第六十七条第二十二号に掲げる事務　同号に掲げる情報

三十三　主務省令第七十一条第七十八条第三号に掲げる事務　同条第一号リに掲げる情報

三十四　主務省令第七十八条第六号に掲げる事務　同条第一号リに掲げる情報

三十五・三十六　［略］

三十七　主務省令第八十五条第十七号に掲げる事務　同号ハに掲げる情報

三十八　主務省令第八十五条第十八号に掲げる事務　同号ハに掲げる情報

三十九　主務省令第八十五条第十九号に掲げる事務　同号に掲げる情報

四十　主務省令第八十五条第二十号に掲げる事務　同号に掲げる情報

四十一　主務省令第八十五条第二十一号に掲げる事務　同号に掲げる情報

四十二　主務省令第八十五条第二十二号に掲げる事務　同号に掲げる情報

四十三　主務省令第八十五条第二十三号に掲げる事務　同号に掲げる情報

四十四～四十六　［略］

四十七　主務省令第九十一条に掲げる事務　同条第五号に掲げる情報

［削る］

四十八・四十九　［略］

五十　主務省令第九十八条に掲げる事務　同条第五号に掲げる情報

五十一　［略］

八　主務省令第四十四条第二号に掲げる事務　同条第一号レに掲げる情報（要保護者に係る情報を除く。）

九　主務省令第四十四条第三号に掲げる事務　同条第一号レに掲げる情報（要保護者に係る情報を除く。）

十　主務省令第四十四条第四号に掲げる事務　同条第一号レに掲げる情報（要保護者に係る情報を除く。）

十一　主務省令第四十四条第五号に掲げる事務　同条第一号レに掲げる情報（要保護者に係る情報を除く。）

十二　主務省令第四十四条第六号に掲げる事務（生活保護法第七十八条第一項から第三項までに関する事務を除く。）　同条第一号レに掲げる情報（要保護者に係る情報を除く。）

十三～十五　［同上］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

十六　主務省令第六十一条第二号に掲げる事務　同号ロに掲げる情報

十七　主務省令第六十五条に掲げる事務　同条第二号に掲げる情報

十八・十九　［同上］

二十　主務省令第六十七条第十五号に掲げる事務　同号ハに掲げる情報

二十一　主務省令第六十七条第十六号に掲げる事務　同号ハに掲げる情報

二十二　主務省令第六十七条第十七号に掲げる事務　同号に掲げる情報

二十三　主務省令第六十七条第十八号に掲げる事務　同号に掲げる情報

二十四　主務省令第六十七条第十九号に掲げる事務　同号に掲げる情報

二十五　主務省令第六十七条第二十号に掲げる事務　同号に掲げる情報

二十六　主務省令第六十七条第二十一号に掲げる事務　同号に掲げる情報

二十七　主務省令第七十八条第三号に掲げる事務　同条第一号トに掲げる情報

二十八　主務省令第七十八条第六号に掲げる事務　同条第一号トに掲げる情報

二十九・三十　［同上］

三十一　主務省令第八十五条第十六号に掲げる事務　同号ハに掲げる情報

三十二　主務省令第八十五条第十七号に掲げる事務　同号ハに掲げる情報

三十三　主務省令第八十五条第十八号に掲げる事務　同号に掲げる情報

三十四　主務省令第八十五条第十九号に掲げる事務　同号に掲げる情報

三十五　主務省令第八十五条第二十号に掲げる事務　同号に掲げる情報

三十六　主務省令第八十五条第二十一号に掲げる事務　同号に掲げる情報

三十七　主務省令第八十五条第二十二号に掲げる事務　同号に掲げる情報

三十八～四十　［同上］

四十一　主務省令第九十一条に掲げる事務　同条第四号に掲げる情報

四十二　主務省令第九十二条第一号に掲げる事務　同号ロに掲げる情報

四十三・四十四　［同上］

四十五　主務省令第九十八条に掲げる事務　同条第四号に掲げる情報

四十六　［同上］